

東北管区警察局における公印に関する訓令

昭和39年11月2日 東北管区警察局訓令第1号

改正 昭和40年 東北管区警察局訓令第2号
昭和41年 東北管区警察局訓令第1号
昭和42年 東北管区警察局訓令第1号
昭和44年 東北管区警察局訓令第2号
昭和50年 東北管区警察局訓令第4号
平成6年 東北管区警察局訓令第2号
平成11年 東北管区警察局訓令第4号
平成12年 東北管区警察局訓令第4号
平成13年 東北管区警察局訓令第5号
平成15年 東北管区警察局訓令第5号
平成16年 東北管区警察局訓令第2号
平成21年 東北管区警察局訓令第3号
令和3年 東北管区警察局訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、東北管区警察局における官印、局印、部印及び課印（以下「公印」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の制式)

第2条 公印の制式は、別表第1のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 公印は、別表第2に掲げる課長その他の官職にある者（以下「課長等」という。）が保管するものとする。ただし、特に必要があるときは、課長等の指定する保管責任者が保管するものとする。

2 課長等は、保管責任者を指定したときは、その者の官職及び氏名を直ちに総務監察・広域調整部警務課長（以下「警務課長」という。）に通知しなければならない。

3 公印は、常に印箱に納め、施錠のある箇所に収納しておかななければならない。

(公印の作成等)

第4条 公印を作成し、または改刻しようとするものは、理由を付してその旨を警務課長に申し出なければならない。

2 警務課長は、前項の申し出があった場合において、その理由を審査の上、必要があると認めるときは、公印を作成し、または改刻してこれを交付するものとする。

3 公印を廃止しようとする者は、当該公印をそえて警務課長に届け出なければならない。

(公印の登録)

第5条 警務課長は、別記様式第1の公印台帳を備え、公印の印影を登録しなければならない。

(公印の使用)

第6条 前条の規定により登録された公印以外の印章は、公文書に使用してはならない。

2 公印は、公文書以外に使用してはならない。

3 局長及び各部長の官印並びに局印及び部印を使用するときは、押印を必要とする文書に原議を添えて保管責任者に提出しなければならない。

4 保管責任者不在中に公印を使用するときは、別記様式第2の公印使用簿に所定の事項を記入しなければならない。

(会計機関の公印)

第7条 公印のうち、国の会計機関の使用する公印に関する規則（昭和39年大蔵省令第22号）の規定による公印については第3条、第4条及び第5条の規定中「警務課長」とあるのを「総務監察・広域調整部会計課長」に読み替えるものとする。

(管区警察学校等における公印)

第8条 管区警察学校及び県情報通信部における公印については、この訓令の規定に準じ、管区警察学校長及び県情報通信部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和39年12月1日から施行する。

(経過規定)

2 現に使用中の公印は、この訓令の規定にかかわらず当分の間使用することができる。

附 則（昭40.5.20東北管警訓2）

この訓令（警察法施行規則の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭41.4.1東北管警訓1）

この訓令（警察法施行規則の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）は、公布の日から施行する。

附 則（昭42.2.20東北管警訓1）

1 この訓令は、昭和42年3月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に使用している公印は、この訓令の規定による公印をあらたに作成するまでそのままこれを使用することができる。

附 則（昭42.7.10東北管警訓2）

この訓令は、昭和42年7月10日から施行する。

附 則（昭44.9.17東北管警訓2）

この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（昭50.4.1東北管警訓4）

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平6.7.1東北管警訓2）

この訓令（警察法施行規則の一部改正等に伴う関係訓令等の整備に関する訓令）は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平11.7.16東北管警訓4）

この訓令は、平成11年7月16日から施行する。

附 則（平12.5.26東北管警訓4）

この訓令（東北管区警察局の課の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令）は、平成12年5月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平13.3.30東北管警訓5）

この訓令（警察庁組織令等の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平15.4.1 東北管警訓5）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平16.4.5 東北管警訓2）

この訓令は、平成16年4月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平21.3.31 東北管警訓3）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令3.1.21 東北管警訓1）

この訓令は、令和3年1月21日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

公印の種別	当該官庁部課	公印に表示する文字	大きさ	
官印	東北管区警察局長	東北管区警察局長之印	30ミリメートル 平方	
	東北管区警察局長 東北管区警察局長総務監察・広域調整部長 東北管区警察局長情報通信部長 東北管区警察局長総務監察・広域調整部首席監察官 東北管区警察局長総務監察・広域調整部警務課長 東北管区警察局長総務監察・広域調整部監察課長 東北管区警察局長総務監察・広域調整部会計課長 東北管区警察局長総務監察・広域調整部監察官 東北管区警察局長総務監察・広域調整部会計監査官 東北管区警察局長総務監察・広域調整部広域調整第一課長 東北管区警察局長総務監察・広域調整部広域調整第二課長 東北管区警察局長総務監察・広域調整部高速道路管理官 東北管区警察局長総務監察・広域調整部災害対策官 東北管区警察局長総務監察・広域調整部外事技術調査官 東北管区警察局長情報通信部通信庶務課長 東北管区警察局長情報通信部機動通信課長 東北管区警察局長情報通信部通信施設課長 東北管区警察局長情報通信部情報技術解析課長 東北管区警察局長官署支出官 東北管区警察局長歳入徴収官 東北管区警察局長契約担当官 東北管区警察局長支出負担行為担当官 東北管区警察局長物品管理官	東北管区警察局長総務監察・広域調整部長之印 東北管区警察局長情報通信部長之印 東北管区警察局長総務監察・広域調整部首席監察官之印 東北管区警察局長総務監察・広域調整部警務課長之印 東北管区警察局長総務監察・広域調整部監察課長之印 東北管区警察局長総務監察・広域調整部会計課長之印 東北管区警察局長総務監察・広域調整部監察官之印 東北管区警察局長総務監察・広域調整部会計監査官之印 東北管区警察局長総務監察・広域調整部広域調整第一課長之印 東北管区警察局長総務監察・広域調整部広域調整第二課長之印 東北管区警察局長総務監察・広域調整部高速道路管理官之印 東北管区警察局長総務監察・広域調整部災害対策官之印 東北管区警察局長総務監察・広域調整部外事技術調査官之印 東北管区警察局長情報通信部通信庶務課長之印 東北管区警察局長情報通信部機動通信課長之印 東北管区警察局長情報通信部通信施設課長之印 東北管区警察局長情報通信部情報技術解析課長之印 官署支出官東北管区警察局長総務監察・広域調整部長之印 歳入徴収官東北管区警察局長総務監察・広域調整部長之印 契約担当官東北管区警察局長総務監察・広域調整部会計課長之印 支出負担行為担当官東北管区警察局長総務監察・広域調整部会計課長之印 物品管理官東北管区警察局長総務監察・広域調整部会計課長之印	23ミリメートル 平方	
	東北管区警察局長資金前渡官吏	資金前渡官吏東北管区警察局長総務監察・広域調整部会計課出納担当課長		

	東北管区警察局歳入歳出外現金 出納官吏 東北管区警察局有価証券取扱主任官 分任物品管理官東北管区警察局 総務監察・広域調整部外事技術 調査官 分任物品管理官東北管区警察局 情報通信部通信庶務課長	補佐之印 東北管区警察局歳入歳出外現金出納 官吏之印 東北管区警察局有価証券取扱主任官 之印 分任物品管理官東北管区警察局総務 監察・広域調整部外事技術調査官之 印 分任物品管理官東北管区警察局情報 通信部通信庶務課長之印	20ミリメートル 平方
	東北管区警察局懲戒審査委員会 委員長	東北管区警察局懲戒審査委員会委員 長之印	30ミリメートル 平方
局 印	東北管区警察局	東北管区警察局之印	30ミリメートル 平方
部 印	東北管区警察局総務監察・広域 調整部 東北管区警察局情報通信部	東北管区警察局総務監察・広域調整 部之印 東北管区警察局情報通信部之印	
課 印	東北管区警察局総務監察・広域 調整部警務課 東北管区警察局総務監察・広域 調整部監察課 東北管区警察局総務監察・広域 調整部会計課 東北管区警察局総務監察・広域 調整部広域調整第一課 東北管区警察局総務監察・広域 調整部広域調整第二課 東北管区警察局総務監察・広域 調整部高速道路管理室 東北管区警察局情報通信部通信 庶務課 東北管区警察局情報通信部機動 通信課 東北管区警察局情報通信部通信 施設課 東北管区警察局情報通信部情報 技術解析課	東北管区警察局総務監察・広域調整 部警務課之印 東北管区警察局総務監察・広域調整 部監察課之印 東北管区警察局総務監察・広域調整 部会計課之印 東北管区警察局総務監察・広域調整 部広域調整第一課之印 東北管区警察局総務監察・広域調整 部広域調整第二課之印 東北管区警察局総務監察・広域調整 部高速道路管理室之印 東北管区警察局情報通信部通信庶務 課之印 東北管区警察局情報通信部機動通信 課之印 東北管区警察局情報通信部通信施設 課之印 東北管区警察局情報通信部情報技術 解析課之印	28ミリメートル 平方
	東北管区警察局懲戒審査委員会	東北管区警察局懲戒審査委員会之印	30ミリメートル 平方

備 考

- 1 字体は、官印はてん書体とし、局印、部印および課印は大和古字とする。
- 2 表示する文字は、原則として左横書きとする。

別表第2（第3条関係）

区 分	印 名	保 管 責 任 者
官 印	東北管区警察局長之印	総務監察・広域調整部警務課長
	東北管区警察局長総務監察・広域調整部長之印	総務監察・広域調整部警務課長
	東北管区警察局長情報通信部長之印	情報通信部通信庶務課長
	東北管区警察局長懲戒審査委員会委員長之印	総務監察・広域調整部監察課長
	その他の官印	当該官職にある者
	局 印	総務監察・広域調整部警務課長
部 印	東北管区警察局長総務監察・広域調整部之印	総務監察・広域調整部警務課長
	東北管区警察局長情報通信部之印	情報通信部通信庶務課長
	課 印	当該課長（東北管区警察局長懲戒審査委員会之印については、総務監察・広域調整部監察課長）

別記様式第1号（第5条関係）
（公印台帳）

公 印 名		(印 影)
作 成 年 月 日	年 月 日	
改刻又は廃止年月日	年 月 日 改 刻 廃 止	
保 管 責 任 者		
備 考		印 材
公 印 名		(印 影)
作 成 年 月 日	年 月 日	
改刻又は廃止年月日	年 月 日 改 刻 廃 止	
保 管 責 任 者		
備 考		印 材

備考 備考欄には、作成改刻又は廃止理由及び保管責任者の変更について摘記するものとする。

別記様式第2号（第6条関係）
（公印使用簿）

使用月日	件 名	あて先	丁数	所属課	使用者氏名	備 考
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						